

木材利用ポイント制度が始まりました

(1) 事業目的

地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止及び循環型社会の形成に貢献し、農山漁村地域の振興に大きく資するものです。

このため、関係者による地域材の需要拡大の取組を促進し、地域材需要を大きく喚起する対策として、地域材の利用に対してポイントを付与し、第一次産業をはじめとした地域産業、ひいては農山漁村地域経済全体への波及効果を及ぼす取組への支援を行います。

(2) 木材利用ポイントの付与対象

地域材の利用拡大に取り組む登録工事業者等により工事又は製造された以下のものに木材利用ポイントを付与します。

① 木造住宅の新築、増築又は購入

- ・「対象工法(※1)」によるものであり、主要構造材等において、過半に相当する量以上の対象地域材(※2)を使用するもの
- ・使用する対象地域材の産地及び樹種を看板等により広く表示するもの

※1 対象工法：樹種又は地域を示して定める以下の工法のほか、事業目的に照らし適切と認められるもの（対象地域材の十分な活用、住宅の施工や材の調達・加工等を通じ地域の雇用、経済に対して大きな波及効果があることが明らかなもの）

- ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ又はアスナロを主要構造材等として過半使用する木造軸組工法
- ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する丸太組構法
- ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する枠組壁工法

※2 対象地域材：1)及び2)のいずれも満たすもの

- 以下のア～ウのいずれかの木材(産地等が証明される木材)
 - 都道府県等により産地が証明されるもの
 - 民間の第三者機関により認証された森林から産出されるもの
 - 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づき合法性が証明されるもの
- 資源量が増加しているものとして、あらかじめ定める樹種又は事業目的に照らし適切と認められる樹種であること(対象地域材が使用されることを通じ、地域の雇用、経済に対して大きな波及効果があることが明らかなもの。)
 - ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロ



② 内装・外装木質化工事(住宅の床、内壁及び外壁)

対象地域材が過半を占める建築材料を使用する一定面積以上(床及び内壁では9㎡以上、外壁では10㎡以上)の工事

床	新築	9㎡ 2.1万ポイント 以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 3万ポイント 以降3㎡増えるごとに1万ポイントを加算
内壁	新築	9㎡ 1.5万ポイント 以降3㎡増えるごとに5千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 2.1万ポイント 以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
外壁	(新築/リフォーム)	10㎡ 1.5万ポイント 以降10㎡増えるごとに1.5万ポイントを加算

